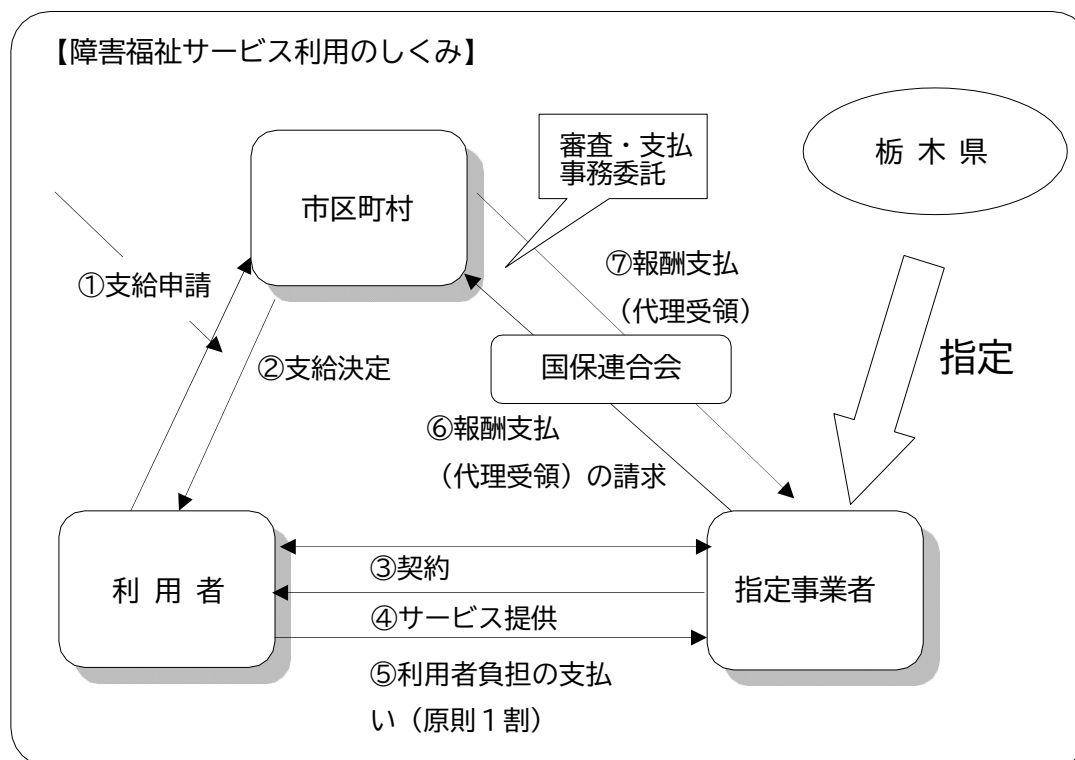


# I 概要

## 1 指定事業者

指定事業者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、**栃木県が指定した障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等**のことです。

指定事業者は、**支給決定を受けた障害者又は障害児に対しサービスを提供した場合に、サービスに要した費用について、利用者に代わって受領する**ことができます。



## 2 指定の有効期限

指定の有効期限は、指定日から6年間です。

## 3 指定の必要なサービス種類

栃木県知事の指定が必要な障害福祉サービス事業等は次のとおりです。

### 〈障害者総合支援法に基づくサービス〉

#### 障害福祉サービス

##### 【介護給付費】

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○療養介護
- 生活介護 ○短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○施設入所支援

##### 【訓練等給付費】

- 自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援
- 就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援
- 自立生活援助 ○共同生活援助

#### 地域相談支援

##### 【地域相談支援給付費】

- 地域移行支援 ○地域定着支援

### 〈児童福祉法に基づくサービス〉

#### 障害児通所支援

##### 【障害児通所給付費】

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援

#### 障害児入所支援

##### 【障害児入所給付費】

- 福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設